

在外選挙これだけは必ず! -Q&A で調べてみましょう-



韓国・中央選挙管理委員

提供日時 2010. 12. 8

<http://ok.nec.go.kr>

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350



国外不在者申告をしようと考えています。どのようにしたらいいですか?



国外不在者申告対象者は国内に住民登録にされているか国内居所申告をした人です。

国外不在者申告をしようとするれば、大統領選挙または任期満了に伴う国会議員選挙を実施するたびにその選挙日前 150 日から、選挙日前 60 日まで国外不在者申告書に旅券写本を添付して申告しなければならず、申告期間中に外国に滞在したり、居住する人は公館に訪問または郵便で申告しなければならず、国内にいる人は該当する市長・郡守・区庁長に訪問または郵便で申告しなければなりません。

国外不在者申告期間が過ぎれば市長・郡守・区庁長が国外不在者申告人名簿を作成し、インターネット等を通しての閲覧を可能にした後、異議申請期間を経て確定します。

大韓民国内で住民登録されておらず、国内居所申告もしていない在外国民は在外選挙人登録申請をしなければなりません。

● 国外不在者申告手続き

国外不在者申告期間に

国内に居住する
国外不在者
申告対象者

市長・郡守・区庁長
に申告書提出

外国に滞在したり、
居住する国外不在
者申告対象者

公館に
申告書提出

市長・郡守・区庁長
が名簿作成・閲覧・
異議申請

市長・郡守・区庁長
が国外不在者申告
人名簿確定